都区制度に関する参考資料

目 次

\bigcirc	2 3 区の変遷 ····································
\bigcirc	都区制度改革の変遷 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
\bigcirc	特別区の変遷イメージ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
\bigcirc	制度改革の歩み
\bigcirc	都区制度に関する規定等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\bigcirc	都区制度の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\bigcirc	都と区市町村との分担関係 ・・・・・・・・・・5
\bigcirc	地方自治体の事務の範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\bigcirc	通常市が処理する事務で都が実施又は特別区の連携で対応している例6
\bigcirc	指定都市等の事務と特別区の事務の比較 ・・・・・・・・・・・・・7
\bigcirc	大都市人口の比較 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
\bigcirc	区域内税収と行政需要の比較 ・・・・・・・・・・・・・8
\bigcirc	平成12年の都区制度改革 ・・・・・・・・・・・・・・・・9
\bigcirc	平成12年改革で確認された原則 ・・・・・・・・・・・9
\bigcirc	国会答弁にみる都区制度改革の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
\bigcirc	都区のあり方検討の経緯と現状のポイント ・・・・・・・・・・12
\bigcirc	2つの財源保障(財政調整)制度13
\bigcirc	都区財政調整制度が必要な理由 ・・・・・・・・・・・・・・・13
\bigcirc	特別区に関する財政制度上の特例措置 ・・・・・・・・・・・14
\bigcirc	市町村税等の都区配分の状況 ・・・・・・・・・・・15
\bigcirc	都区間の財源配分の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・16
\bigcirc	特別区財政調整交付金の規模 ・・・・・・・・・・・・・・16
\bigcirc	特別区財政調整交付金算定の仕組み ・・・・・・・・・17
\bigcirc	普通交付金区別算定額 ·····18
	歳入決算額と財調算定額との関係 ・・・・・・・・18
	都区財政調整協議等の流れ ・・・・・・・・・19
	平成24年度都区財政調整区側提案事項 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	都区財政調整制度のあらまし ・・・・・・・・・20
\bigcirc	都区間の税配分の特例と都区財政調整制度の概要 ・・・・・・・・・・・23
\bigcirc	東京や大都市制度に関する記述等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
\bigcirc	東京自治制度懇談会報告の要点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
	第二次特別区制度調査会報告の要点 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
	第二次特別区制度調査会報告(概要版)27
	特別区長会会長コメント ・・・・・・・・・・31
	特別区制度調査会会長コメント ・・・・・・・・・・32
	都道府県·市区町村人口順 ······33
\bigcirc	(参考) 特別区の基礎データ34

2 3 区の変遷

明治11年 (1878) 「郡区町村編制法」「府県会規則」「地方税規則」 (三新法) が公布され、地方制度がスタート

この制度の下で、東京府に15区6郡を置く

明治21年 (1888)

「市制町村制」の公布

明治22年 (1889)

15区の区域に東京市が誕生

「市制特例」の適用を受けて、市長、助役は府知事、 府書記官が兼任するなどの形式上の「自治」に留まる

明治26年 (1893)

神奈川県から西・南・北多摩の3郡を東京府に編入

明治31年 (1898)

「市制特例」の廃止

東京市が「市」としての独立を達成

大正11年 (1922) 東京都市計画区域(内閣総理大臣認可)公告

現在の特別区の区域を対象

昭和7年(1932)

隣接する5郡82町村を東京市に編入、20区を新設

35区となり、ほぼ現在の23区にあたる「大東京市」発足人口は、ニューヨークについで世界第2位

昭和18年(1943)

「東京都制」が施行され東京都が誕生

東京府と東京市を廃止

35区と都内市町村は、東京都の内部的下級組織

昭和22年3月 (1947)

人口10万~30万人を基準に35区を22区に再編

昭和22年5月 (1947)

日本国憲法、地方自治法の施行

「特別区」となる

(8月に練馬区が板橋区から独立し23区となる)

⇒15区

麹町・神田・日本橋・京橋・芝・麻布・赤坂・四谷・牛込・小石川・本郷・下谷・浅草・本所・深川の15区

現在の千代田・中央・港・文京・台東 の各区と新宿・墨田・江東区の各一部の 地域にあたる。

※当時の東京府は、ほぼ現在の特別区 の区域

⇒市制町村制

後の府県制・郡制(明治23年)・都制(昭和18年)と共に、現在の地方自治法と同様の区分を決めた法律。

⇒都民の日

市制特例の撒廃を記念した東京市自治 記念日が、現在の「都民の日」(10月1日)

⇒新たな20区

品川・目黒・荏原・大森・蒲田・世田谷・渋谷・淀橋・中野・杉並・豊島・滝野川・荒川・王子・板橋・足立・城東・向島・葛飾・江戸川の20区

⇒東京都制の提案理由 (昭和17年閣議決定)

『東京ハ帝都ニシテ大東亜建設ノ本拠タリ従ツテ其ノ行政ノ挙否ハ国政ノ進展ニ関スル所至大ナルモノアルニ鑑ミ真ニ帝都ノ性格ニ適応スル体制ヲ確立スルト共ニ其ノ行政ノ統一及簡素化ト刷新強化トヲ図ル為東京都制ヲ制定スルノ要アリ是レ本案ヲ提出スル所以ナリ』

⇒区部の人口の推移

昭和15年10月1日 区部人口 6,778,804人 昭和20年11月1日 区部人口 2,777,010人

⇒特別区

「都の区は、これを特別区という」 (自治法第281条)

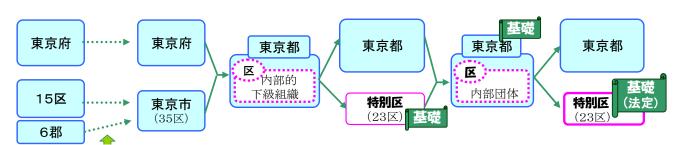
都区制度改革の変遷

大都市の一体性を確保しつつ 身近な自治を強化

地方自治法	改革のポイント	改革の背景
昭22施行	都区2層制(特別区は「基礎」) ⇒実態的権限なし	戦後民主化の徹底 ※都区の紛争激化
昭27改正	特別区は都の内部的団体に ⇒都が「基礎」、区長公選廃止、 事務の限定列挙、都が調整権	強力な「基礎」の存在が 戦災復興を「阻害」 ※改革悲願の始まり
昭39改正 (昭40施行)	特別区の権限を拡大 ⇒福祉事務所等移管、課税権(都 が調整)、都区協議会設置	「市」の事務の重圧で 都の行財政が麻痺 ※大都市問題の激化
昭49改正 (昭50施行)	特別区に「市」並み自治権付与 ⇒区長公選、人事権、事務配分 原則の転換(保健所等の移管)	大都市における自治 意識の高まり ※引続き都が「基礎」
平10改正 (平12施行)	都区2層制の復活(法定) ⇒都区の役割分担、財源配分 原則明確化(清掃等の移管他)	地方分権、都区の行政 責任明確化の要請 ※都区制度の到達点

<参考>●特別区の変遷イメージ

明治11年 … 昭和7年 昭和18年 昭和22年 昭和27年 平成12年 1878年 1943年 2000年 1932年 1947年 1952年 (戦時体制) (区の誕生) (隣接郡町村編入) (戦後の民主化) (戦後復興優先) (地方分権) 【郡区町村編制法】…【大東京市発足】 【東京都制施行】【地方自治法制定】【改正自治法施行】【改正自治法施行】



明治11年以降昭和7年までの間の変遷については、1ページをご参照ください。

革 度 改 歩 制 \mathcal{O} H

昭和22年

特別区の誕生 原則として市と同一の機能

地方自治法制定(昭和22年5月3日 日本国憲法と同時施行)

- ・基礎的自治体である特別地方公共団体に位置づけ
- 区長は公選
- ・事務の多くは都に留保

区長公選制廃止など自治権が大幅に制限

昭和27年

昭和39年

自治法改正により、昭和27年9月1日から

- ・都の内部団体に位置づけ
- ・区長公選制廃止(都知事の同意を得て区議会が選任)・事務が制限列挙(それ以外の事務は都)

事務権能が強化

自治法改正により、昭和40年4月1日から

- ・福祉事務所等列挙項目が10から21に増(一部は概括例示へ)
- 地方税法上の課税権を獲得する
- ごみの収集・運搬は特別区の事務(別に定める日まで都が 処理)

昭和49年

区長公選復活、事務の処理は原則として市並み

自治法改正により、昭和50年4月1日から

- ・都が処理すべき事務(消防・水道等)を除く「市」の事務・ 保健所設置市の事務等を移管
- 都配属職員制度の廃止

昭和56年 8月

「『特例』市の構想」を提示(特別区政調査会答申)

普通地方公共団体に改めることを提言

昭和61年 2月

---「都区制度改革の基本的方向」を都区合意

普通地方公共団体に位置づけ、清掃事業をはじめとした事務の 移管を合意し、改革を方向づけた

平成2年 9月

第22次地方制度調査会答申

基礎的自治体に位置づけながらも特別地方公共団体とし、事務 事業の移譲等一括実施を答申

都区制度改革に関する中間のまとめ 平成4年

10月 地制調答申を踏まえ、検討した途中経過を都区で発表

「新しい23区」実現大会開催 平成6年

地方分権が叫ばれる中で開催、自治大臣が大会に初出席

平成6年 清掃移管を都が提示

5月 特別区に清掃事業の全責任、特別区は大筋において了承

1月

「都区制度改革に関するまとめ」を都区合意

平成6年9月

「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」を都区間で正式に

平成6年

自治大臣へ法改正要請

12月

関係者間の合意も得、自治大臣に正式に法改正を要請し受理さ

平成7年

特別区制度改革実現決起大会開催

2月 住民代表が、国会議員に対し法改正を要請

特別区を基礎的な地方公共団体として位置づけ

平成10年

自治法改正により、平成12年4月1日から

- ・特別区の内部団体性の払拭
- 一般廃棄物の収集、運搬、処分等の事務の移管
- ・都区財政調整制度の改正等財政自主権の強化

平成12年 都区制度改革実施大綱の決定

3月 都区協議会において実施大綱を都区双方で確認のうえ決定

平成12年 4月

度 改 革 の 実 現 基礎的な地方公共団体

都内の区なり市町村と云うものは、矢張り是が基礎的な団体 であって、他の府県の市町村と同じ性格のものである。都は其

昭和22年3月17日 第92回帝国議会貴族院特別委員会補足説

の上に立つ所の複合的な団体である。即ち性格として道府県 と同じものであると云う風に規定して居るのであります。

昭和27年6月18日 第13回国会参議院地方行政委員会

●給木俊一政府委員(内務省行政課長)

●岡野清豪国務大臣

地方自治法制定の際は、特別区は憲法上の地方公共団体と して発足したものでありますが、その後の特別区の制定に鑑み まして、都道府県市町村とはその性格が異なっておりますの で、今回改正を加えまして、憲法上の本来の地方公共団体なら ざるものとして立案いたしたのであります。従いまして区長 公選制を廃止いたしましても憲法違反の問題は起こらないと 存じます。以上の見解は……政府の統一解釈として申し上げ る次第であります。

昭和39年1月31日 第46回国会衆議院地方行政委員会

●早川自治大臣

……都は、……一つの経営体としての円滑かつ能率的な経 営が期せられなくなり、首都として、また大都市としてその機能を十分に果たすことができない状態になっている……こ のような都行政の現状を改善するため、……都と特別区との 間において、その事務及び税源の合理的な配分をはかるとと もに、当該事務の処理について都と特別区及び特別区相互間 の連絡調整を促進し、あわせて特別区の議会の議員の定数の 定限に関する規定の整備を行おうとするものであります。

大臣答弁資料(「改正地方制度資料第16部」自治省編)

今後においても、特別区の存する区域においては、都が基 礎的地方公共団体として、大都市行政の一体性を保つととも に、特別区は制限自治体として住民に身近な事務を実情に即 して処理するものであって、今回の改正により都及び特別区 の性格に変更を生ずるものではない。

昭和49年5月16日 第72回国会衆議院地方行政委員会

●林忠雄政府委員(自治省行政局長)

今回の改正によりまして、特別区は区長の公選制も採用す る、事務も原則として一般の市並みに近づけるというような 意味からいえば、特別区の自治体として独立性を強める方向 であることはまさに間違いございませんが、しかし政府とい たしましては、今回の改正によって特別区の性格が変わると いう、従前憲法上の自治体でなかったものが憲法上の自治体 こなるとは考えておりません。

●同政府委員

(特別区は)今回相当独立性を強めたが、……大都市行政の 体性の上で非常に支障がでるということになれば逆の方向 も考えなければいけない。そういう意味で、……これは一つ の試みと考えざるを得ないので……

平成2年9月20日都区制度の改革に関する答申について

●鈴木俊一都知事コメント

……答申は、特別区の自主性・自律性を強化する方向での改 革を提言しており、なかでも都と特別区が強く要望していた特 別区の性格変更について「都の特別区の存する区域における 基礎的な地方公共団体」として明らかにしている。また、住 民に身近な事務の特別区への移譲や特別区に関する特例措置 の見直しも大筋で都区合意に沿ったものであり、全体的にみて 評価できるものである。 ……

平成10年4月7日 第142回国会衆議院 地方行政委員会

●上杉自治大臣

……今回の改正で、特別区は、基礎的な地方公共団体として 位置づけられ、市町村と同じような扱いを受ける、……都の内 部団体としての性格が払拭をされたわけでございます。また、 大都市の一体性、統一性の確保の要請に配慮しつつ、原則とし て市町村の処理する事務を受け持つ、・・・昭和22年の制度改正 の意図は基本的に達成をされたものと認識をいたしておると ころでございます。

都区制度に関する規定等

〇地方自治法

(都と特別区との役割分担の原則)

- 第281条の2 **都**は、特別区の存する区域において、特別区を包括する**広域の地方公共団体**として、 第2条第5項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第3項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度 に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が 一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。
- 2 <u>特別区</u>は、<u>基礎的な地方公共団体として</u>、前項において特別区の存する区域を通じて<u>都が一体</u> <u>的に処理するものとされているものを除き</u>、<u>一般的に、第2条第3項において市町村が処理するも</u> のとされている事務を処理するものとする。

(特別区財政調整交付金)

- 第282条 都は、<u>都と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保する</u>ため、政令の定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。
- 2 前項の特別区財政調整交付金とは、地方税法第5条第2項 に掲げる税のうち同法第734条第1項 及び第2項第3号 の規定により都が課するものの収入額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。 (都区協議会)
- 第 282 条の 2 都及び特別区の事務の処理について都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。
- 2 前条第1項又は第2項の規定により条例を制定する場合においては、都知事は、あらかじめ都 区協議会の意見を聴かなければならない。

(参考)

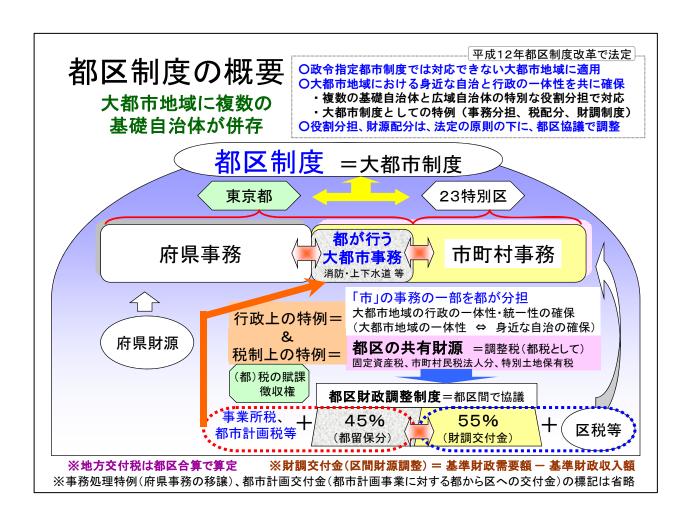
○ 現行制度は、都の広域的地方公共団体としての役割の純化が図られたものであり、特別区の基礎的な地方公共団体としての地位をできる限り充実・強化したものである。

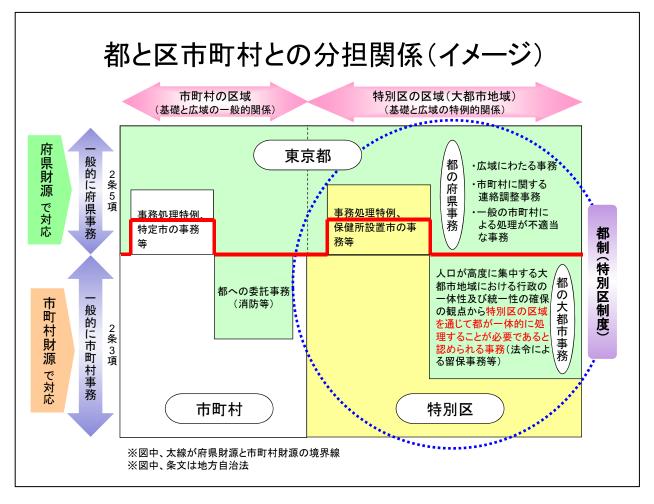
しかし、<u>かかるシステムが真に効果的かつ民主的な大都市行政をもたらすかどうかは、その実際の</u> 運用にかかっている。

とりわけ重要なことは、<u>一方では特別区の自主性・自立性を強めながら、他方では大都市行政の一</u>体性・統一性を実現することである。

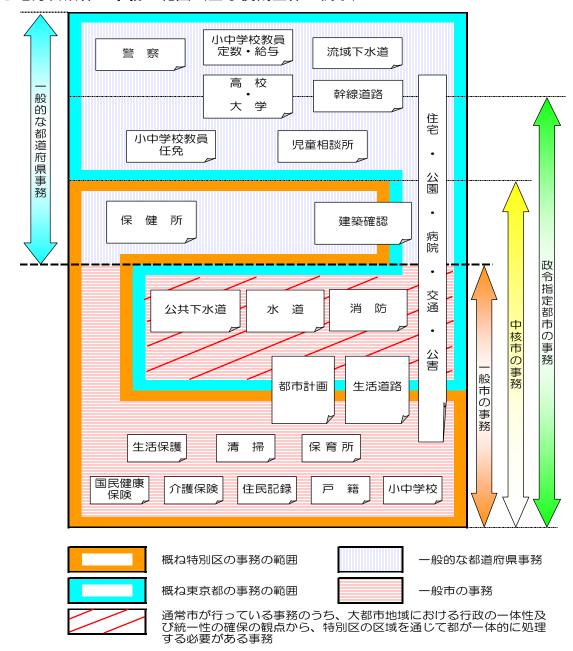
- この課題は、<u>二律背反の要素</u>を含むものであって、その成就のためには、賢明な行政運営が要請されるところである。
- 都が特別区に係る市町村事務を処理するのは、特別区における全体としての一体性及び統一性の確保が要請されるためである。・・・しかしながら、当該事務について、一体性及び統一性の確保の要請があれば、即、都による直接の処理が認められるものではない。まずは、特別区相互間で連携し、また、都が特別区に対して許容される限りで調整機能を行使することにより対応すべきである。こうした対応では足りず、一の統一的な意思決定の下、事務を処理しなくてはならない必要性がある場合に、はじめて都がとりこむ形で一体的に事務を処理することとなるものである。

---「逐条地方自治法」(松本英昭著)の第281条の2に関する記述から抜粋





●地方自治体の事務の範囲(主な役割主体・例示)



(参考) 通常市が処理する事務で都が実施又は特別区の連携で対応している例

都が処理しているものの例

上水道・公共下水道の設置管理、消防事務、一定規模以上の都市計画決定

特別区が共同で又は連携して処理しているものの例

- ・清掃事業の中間処理(一部事務組合:平成12年度清掃事業移管時から)⇒21清掃工場他各区の収集運搬事業と連携、最終処分場共有(都が管理)
- ・生活保護施設の設置・管理(一部事務組合:昭和40年度福祉関係事務移管後から) ⇒更生施設8所、宿所提供施設5所、宿泊所8所、路上生活者関係施設6所
- ・国民健康保険料の自主調整(平成11年度以前は都が調整) ⇒基礎的な行政サービスである国民健康保険制度の性格を踏まえて、23区間の協議 により自主的に保険料を調整(同じ所得、世帯構成であれば同額)

指定都市等の事務と特別区の事務の比較

指定都市・中核市・特例市が処理する主な事務と、そのうち特別区が実施しているもの (網掛けした部分)を以下に示した。

<注>・「※1」は、法令に基づき特別区が実施している事務。

・「※2」は、条例による事務処理特例制度に基づき特別区が実施している事務(「県費負担教職員 の研修」は一部実施)。

平成24年4月1日現在

一 指定都市の区域においても都道府県が処理する主な事務

(教育)

- ・小中学校学級編成、教職員定数の決定
- ・私立幼稚園・専修学校・各種学校に 関する認可、指導等 ※2

(まちづくり)

- ・都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (治安・安全・防災)

・児童相談所の設置

· 警察(犯罪捜査、運転免許等)

―――― 指定都市が処理する主な事務 ――

(保健衛生)

- ・精神障害者の入院措置
- ・動物取扱業の登録

(教育)

・県費負担教職員の任免、給与の決定

(まちづくり)

- 都道府県道、産廃施設、流通業務団地等に関する都市計画決定
- ・市街地再開発事業に関する都市計画決定・区域区分に関する都市計画決定

建築物用地下水の採取の許可

- ・市内の指定区間外の国道の管理・市内の県道の管理

(福祉)

----- 中核市が処理する主な事務 *-*-

(保健衛生)

- ・保健所の設置 ※1
- ・飲食店営業等の許可 ※1
- ・浄化槽設置等の届出 ※1
- ・温泉の供用許可 ※1

(福祉)

- 身体障害者手帳の交付
- ・母子・寡婦福祉資金の貸付け ※2
- ・保育所、特別養護老人ホーム、生活 保護施設の設置認可・監督
- ・介護サービス事業者の指定

民生委員の定数決定、指導訓練等

(教育)

・県費負担教職員の研修 ※2

(環境)

- ・ばい煙発生施設の設置の届出
- 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理 施設の設置の許可

(まちづくり)

- ・屋外広告物の条例による設置制限
 - ・サービス付き高齢者向け住宅事業の登録

──── 特例市が処理する主な事務 ──

(まちづくり)

- ・市街化区域又は市街化調整区域内の 開発行為の許可 ※2
- ・土地区画整理組合の設立の認可 ※2
- ・宅地造成の規制区域内における宅地 造成工事の許可 ※2

(その他)

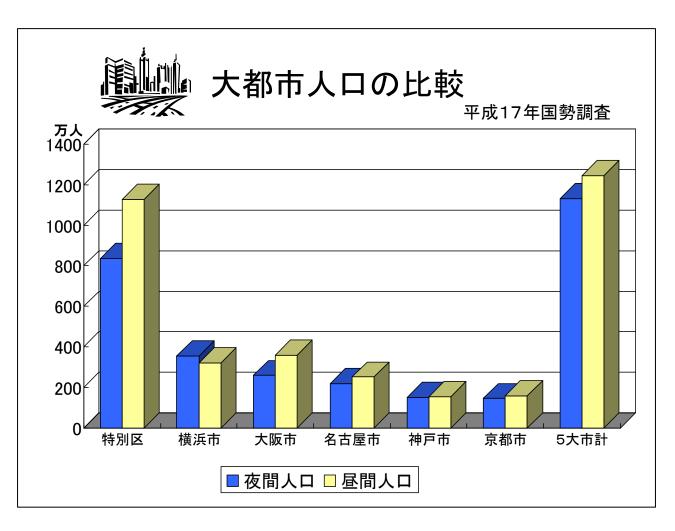
計量法に基づく勧告、定期検査

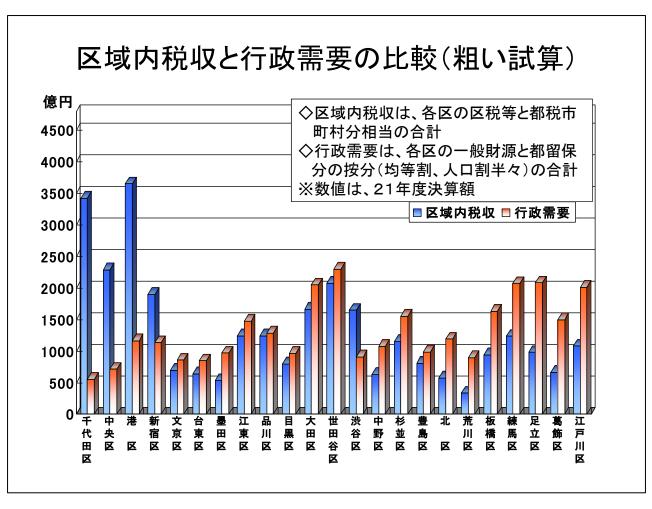
(参考) 市町村が処理する事務のうち都が一体的に処理する事務

(まちづくり)

(治安・安全・防災)

- ・上下水道の整備・管理運営
- · 消防 · 救急活動
- ·都市計画決定(上下水道、用途地域等関係)





12年の都区制度改革



都区の法的位置づけの確立

特別区=都の内部的団体 からの脱却!



都:広域の地方公共団体

区:基礎的な地方公共団体

財政自主権の強化

都から区への税源移譲

& 財調 法律による (ゴルフ場利用税交付金、入湯税等)

財源保障

財源配分割合の見直し (区:44%→52%)

・総額補てん、納付金制度 └ の廃止 等

都区の役割分担見直し

都区の役割分担、 行政責任の明確化!!



都が行う市町村事務は限定! 住民に身近な事務は23区へ

⇒清掃事業 など

平成12年改革で確認された原則

《都と特別区の役割分担の原則》

- ○特別区は身近な行政を都に優先して行う
- ○都の「市町村事務」は限定される
- ○法令に根拠のない事務の分担については、都区の琉璃 によって決まる

《都と特別区の財源配分の原則》

- 〇特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができる ように調整税の一定割合を配分する
- ○都に留保される事務の財源を都に留保する
- 〇配分割合については、都と特別区の「市町村事務」の分担 割合に応じて、都区の協議に基づいて定める

積み残し の課題

都区の役割分担に 応じた財源配分が 未決着



財源問題の協議を経て 都区のあり方検討へ

国会答弁にみる都区制度改革の趣旨

- 都と特別区との役割分担と財源配分について -

※平成10年地方自治法等の一部を改正する法律案に関する国会答弁

都区の役割分担の原則

①特別区は身近な行政を都に優先して行う

○ <法改正の中で、都と特別区の位置付けをどのように明確にしたのかという趣旨の質問に対して>特別区が基礎的な地方公共団体として位置づけられますと、まず、特別区は、一般の市町村と同様に、住民に身近な地方公共団体ということで、住民に身近な行政を、いわば広域団体である都に優先して行うという役割分担の原則が明確にされるものと考えております。

「鈴木行政局長(衆4/2、下村博文)]

②都の「市町村事務」は限定される

- 都と特別区の役割分担、特に、都道府県としての都でなくて、市町村が処理する事務のうち都はどの部分を担うのか、こういうことにつきましては、今度の改正におきまして都と特別区の役割分担の原則を定めております。特別区の存する区域における行政の一体性、統一性の観点から、要するに、特別区の存する区域を通じて一体的に処理することが必要であるかどうか、必要であると認められる事務に限って都が限定的に事務を担当する、特別区はそれ以外のものを一般的に担う、こういう考え方でございます。 [鈴木行政局長(衆 4/7、太田昭宏)]
- <特別区を基礎的自治体として位置づけ、都から特別区への事務・権限と財源の移譲をして特別区の自治権を拡充するという今回の法改正の趣旨は尊重されるべきで、大都市の一体性・統一性の観点からの都が行う事務というのは、今後出てきたとしても非常に限定されたものになると思うがいかがかという趣旨の質問に対して> 今のお話の趣旨に沿いまして、大都市の一体性、統一性の観点から都に留保される事務は限定的であるべきだ、このように考えております。 [鈴木行政局長(衆4/7、中島武敏)]

③法令に根拠のない事務の分担については、都区の協議によって決まる

○ まず、二百八十一条の二の、一体的に処理する必要がある事務かどうかということにつきましては、特別区が基礎的な地方公共団体として、一つは、一般的に市町村が処理する事務を処理するという観点、もう一つは、大都市行政の一体性、統一性の確保の観点、この二つを踏まえまして客観的に判断されるべきものでありますが、法令に根拠を要する事業につきましては、当該法令の趣旨、目的等を踏まえた上で、この原則の上に立って法令において明らかに規定する、こういうことになります。

なお、<u>法令に根拠のない一般公共事務</u>でございますが、それ<u>につきましては、</u>新たにこの<u>二百</u> 八十一条の二の役割分担の原則に沿って客観的に判断されるべきものでありますが、具体的には、 <u>都と特別区の間の協議によって決まってくる</u>、このように考えております。

[鈴木行政局長(衆4/7、中島武敏)]

都区の財源配分の原則

- ①特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように調整税の一定割合を配分する
- 今回の法改正におきましては、具体的には二百八十二条の第二項でございますが、この<u>都区財</u> 政調整制度は、特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する

<u>のだということを法律上明記</u>いたしておりまして、こういうことから申しますと、今委員がおっしゃいましたような事務事業の移管とかあるいは将来の財政需要の変化に対応いたしましても、 こういう規定を置くことによりまして、都区財政調整制度において財源保障がされることになると考えます。

具体的には、<u>この特別区に配分される割合が、もちろん事務事業の移管とかあるいは将来の財政需要の変化に対応して変更される</u>ということになると考えますので、<u>そういう意味でも財源保</u>障はされるのではないかというふうに考えておる次第でございます。

[二橋財政局長(衆4/2、畠山健治郎)]

②都に留保される事務の財源を都に留保する

○ <都区財政調整制度は、特別区の財源保障とともに都が行う市町村事務の財源を保障するためのものと考えて良いのかという趣旨の質問に対して>今回の改正で特別区は基礎的な地方公共団体として位置づけられることになりますが、なお、消防あるいは上下水道等の事務は法令で都に留保されることになります。この都に留保される事務につきましては、本来的には市町村税をもって充てられるべき性格のものでございまして、したがいまして、そのために都と区の間で財源配分を適切に行う必要がございます。

そういうことから、<u>調整三税を原資とする都区財政調整制度が、それぞれ市町村の事務を都と特別区で分担する割合に応じて財源配分がされる</u>わけでございまして、そういう意味で、御指摘のとおり、都に留保される、<u>一般であれば市町村が行う事務の財源としてこの調整三税の、</u>要するに<u>都に留保される分がそういう財源保障の機能を持つ</u>ということでございます。

[二橋財政局長(衆4/7、中島武敏)]

③配分割合については都と特別区の「市町村事務」の分担に応じて、都区の協議に基づいて定める

- 今回、都区財政調整制度の基本的な仕組みは存続されるわけでございますが、そのときに、いわゆる調整三税、これにつきましては法律で明確にするという形にいたしておりまして、これは、この制度自体の安定性あるいは特別区の財政運営の自主性といいますか、安定性を図る上でそのことが望ましいという趣旨で法律に書くということにいたしておるわけでございます。そのことで、かえって硬直的になりはしないかという御懸念でございますが、御案内のように、<u>調整三税を最終的に都と特別区で、分担する市町村の仕事に応じてどういうように分けるかという調整割合、これは都区間の協議に基づいて条例で定めるということになるわけでございまして、今後の事務の変動あるいは移管ということが行われます場合には、それに応じて都区間で適正に協議がされて、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されていくものというように考えております。

 「二橋財政局長(衆4/7、石井紘基)」</u>
- いわゆる調整三税の調整割合を定めるということが都分と特別区分とのシェアを分けることになるわけでございますが、これにつきましては両者間で十分な話し合いを行って、あくまでもその基本となりますのは実際に行います事務分担に応じてその財源の配分を行うということでございますので、そういう実際に分担する事務分担を前提として十分な話し合いを行っていただきたい、その結果で調整割合を定めていくということになろうかと思います。

自治省といたしましては、この都区財政調整制度の運用に当たりまして、今回の法改正の趣旨も踏まえまして、特別区の自主的な財政運営に支障が生ずることがないように、地方自治法の二百八十二条で、助言・勧告等を行うという規定が自治大臣にございます。そういうことによりまして適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

[二橋財政局長(衆4/7、太田昭宏)]

都区のあり方検討の経緯と現状のポイント

◇検討に至る経緯

- ○平成 12 年都区制度改革時に、改正自治法の原則に則った役割分担の明確化と役割分担に基づく安定的な財源配分を確立する根本課題が積み残し
- ○財源問題(主要5課題)協議の結果、都の事務のうち「市」の財源を充てるべき範囲をめぐって、都区の見解は大幅に乖離

※都1兆2千億円、区6千8百億円(平成15年度決算)

○**財源配分のあり方は、都区のあり方検討の結果で整理することで暫定決着**※都区のあり方検討委員会設置(平成19年1月から)<事務、区域、税財政など>
※三位一体改革等で55%に(平成19年度から)<分担変更等以外は当面安定化>

◇検討に臨む方針(19.6.15 区長会総会)

- ○事務配分は、基礎自治体優先の原則を踏まえ都が実施する事業を例外なく検討
- ○区域のあり方は、都が示す考え方を参考に、特別区が主体的に判断
- ○税財政は、事務移譲に応じた財源移譲及び特別区の主体性の強化等を目指す

◇検討の状況

〇事務配分

- ・内部管理事務等を除き、都の全ての事務を対象に検討(444項目)
- ・検討対象事務について検討の方向付けを完了

※区に移管:53 都区の役割見直し:30 引き続き検討:101都に残す:184 検討対象外:75 税財政制度の課題として整理:1

・区に移管する方向で一致した事務の実務レベルでの具体化等、事務配分の今後の取扱いは 未定

<参考>都の考え方:都区の事務配分の検討と特別区の区域のあり方の検討はセットで検討すべき。都の評価は、特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない。

○区域のあり方

- ・都は、再編を含む区域のあり方について議論が必要と主張、区側は、それぞれの区が主体 的に判断するものと主張し、議論が噛み合わず
- ・議論の中で、当面、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、 都と区市町村共同の調査研究の場を設けることとし、その結果を待って、必要に応じ議 論することに

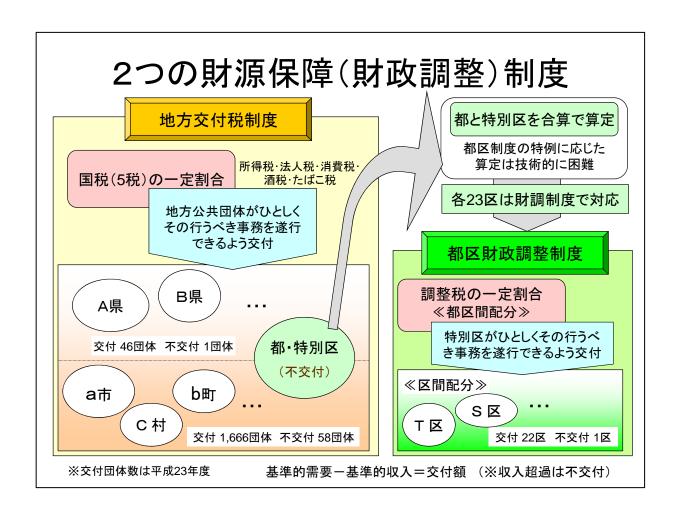
※東京の自治のあり方研究会:学経7名 行政実務者10名、平成21年11月開始

〇税財政制度

・区側から論点を示したが、今後の検討課題の議論の推移を踏まえて整理

〇児童相談所のあり方等

- ・都区のあり方検討委員会と切り離して、都区間の連携や体制等について幅広く検討することを都区間で確認
- ・児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会設置(平成23年2月13日)



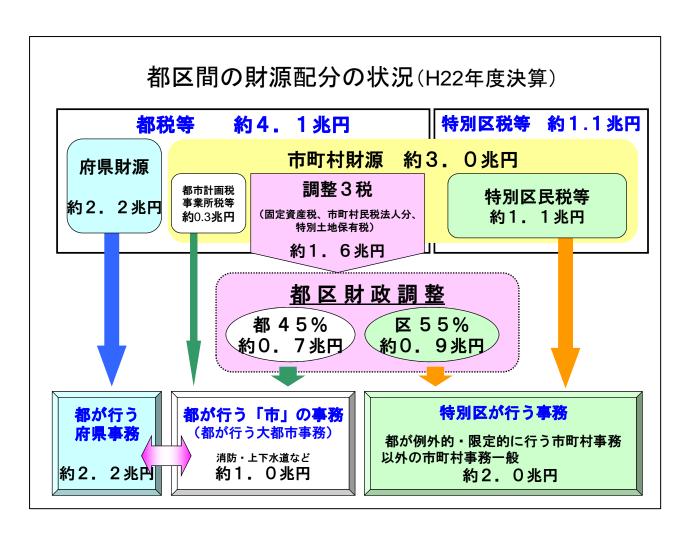
都区財政調整制度が必要な理由

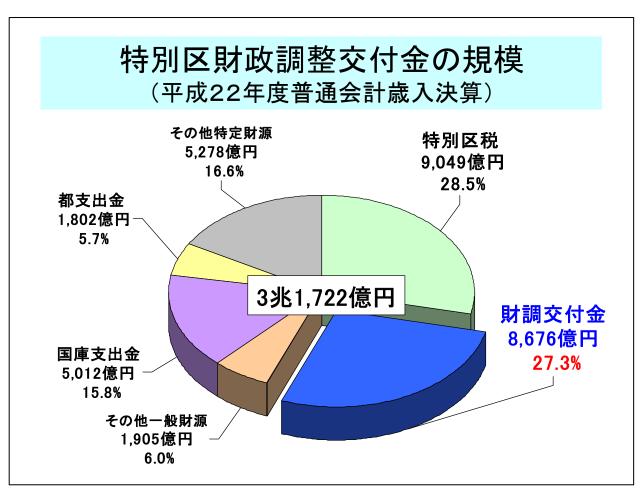
- ◆大都市としての一体性・統一性を確保する ため、事務配分や課税権の特例に対応した 財源保障制度が必要
- ●都に留保される事務に市町村税を充てるため、都区間の財源配分が必要
 - ⇒都と特別区の財源配分機能
- ◆特別区相互間に著しい税源の偏在がある中で、行政水準の均衡が必要
 - ⇒特別区の財源保障機能、財源調整機能

項目	特別区の特例	特例が置かれている理由
市町村税	○以下の税目は都が課税	○以下に該当する税を都区財政調整
(地方税法)	(普通税)	の財源とするため
	· 市町村民税法人分	・特別区相互間において特に税源の
	• 固定資産税	偏在が見られる税であること
	• 特別土地保有税	・都と特別区の財源調整を賄うに足
		る規模を有すること
		・税の使途が制限されていないこと
	(目的税)	○事業所税の目的である都市環境の
	• 事業所税	整備事業は広域的な地域を視野に
	• 都市計画税	入れて事業展開することが必要
		○都市計画税の目的である都市計画
		事業のかなりの部分を都が実施、ま
		た固定資産税を都が課税
交 付 金	○以下の交付金は都に交付	○都が課税する固定資産税に関連す
(地方税法)	• 国有資産等所在市町村交付金	る代替措置であるため
	国有提供施設等所在市町村交	
	付金	
地方譲与税	○以下の譲与税は都に譲与	
(各譲与税法)	・特別とん譲与税	
地方交付税	○都区合算 (特別区の区域全	○全国の普遍的・標準的な行政水準を
(地方交付税法)	体を一の市町村とみなし	確保する交付税制度の中で、都区間
	都分と合算算定、都に交	の事務や財源区分等の特例に応じ
	付)	た個別算定は技術的に極めて困難
		○交付税制度と都区財政調整制度が
		相まって都区双方の財源を保障
財 政 調 整	○以下の税目(調整税)の一	○大都市の一体性・統一性を確保する
(地方自治法)	定割合を財源に都が区に	ため、事務配分や課税権の特例に対
	特別区財政調整交付金を	応した財源保障制度が必要
	交付 交付	○都に留保される事務に市町村税を
	・市町村民税法人分	充てるため、都区間の財源配分が必
	・固定資産税・特別土地保有税	要
	○都区財政調整に関して都	○特別区相互間に著しい税源の偏在
	区協議会で協議	がある中で、行政水準の均衡が必要
地方债	○地方債を起こす場合、区の	○調整税は、特別区民にとって基幹的
(地方財政法)	普通税以外に都の調整税	な税であり、都区財政調整制度を通
	についても標準税率未満	じて特別区の固有財源的な性格を
	である場合には都知事の	持つことから、世代間の負担公平の
	許可が必要	確保が必要

					区		(単位:十円)
		区 分	[22年度決算		22年度決算	備考
	特	序別 区 民 税 (個 人 分)			0	830, 355, 891	
		- m- +	0	485, 484, 027			
	100	ī 町 村 民 税 (法 人 分) 	(45%)	(218, 467, 812)	(55%)	(267, 016, 215)	(配分割合で按分後の数値)
普	固	定 資 産 税		1, 112, 586, 754			
		44 E	0	1, 103, 152, 603			
市		純 固 定 資 産 税	(45%)	(496, 418, 671)	(55%)	(606, 733, 932)	(配分割合で按分後の数値)
		国有資産等所在市町村交付金	0	9, 434, 151			
通	輕	· E 自 動 車 税			0	2, 725, 888	
	特	別区たばこ税			0	71, 244, 080	
	鉱	産 税			0	0	
町	l		0	6, 165			
科	特	別土地保有税	(45%)	(2, 774)	(55%)	(3, 391)	 (配分割合で按分後の数値)
	法	、 定 外 普 通 税		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	0	403, 300	
	H		63. 85%	1, 598, 076, 946	36. 15%	904, 729, 159	
		計	(28. 94%)	(724, 323, 408)	(71.06%)	(1, 778, 482, 697)	 (配分割合で按分後の数値)
村 一	入		, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	, , , ,	0	188, 619	平成12年4月区移管
	事		0	94, 353, 689			
	都		0	213, 650, 393			
	水			210, 000, 000			 課税していない
l k	力共						課税していない
税	宅						課税していない
1,50	法						平成12年4月制度創設
科	-	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	99. 94%	308, 004, 082	0. 06%	188, 619	17次12十十万间及高级
	計		(99. 94%)	(308, 004, 082)	(0. 06%)	(188, 619)	 (配分割合で按分後の数値)
			67. 81%	1, 906, 081, 028	32. 19%	904, 917, 778	
	合 計		(36. 72%)	(1, 032, 327, 490)	(63. 28%)	(1, 778, 671, 316)	 (配分割合で按分後の数値)
	利 子 割 交 付 金		(00.72/0)	(1, 002, 027, 430)	O	13, 035, 660	(品力引口で18万度の数値/
税	配				0		平成16年4月から区に交付
	-	式等譲渡所得割交付金					平成16年4月から区に交付
交	地					131, 977, 538	TWT 0 T T T T T T T T T T T T T T T T T
	F	いフ場利用税交付金			0	39, 534	 平成12年4月から区に交付
付	自				0	9, 026, 362	TARE THAN SEICKI
_	地				0	12, 742, 398	
金	計					173, 254, 562	
	地				0	4, 471, 707	┃ 平成21年4月から区に交付
地	地				0	9	1 % 2 1 子ュカル・5位に入り
方	特		0	364, 206		9	
譲	自			304, 200	0	10, 721, 824	
与	航航					808, 698	平成12年4月から区に交付
	-	1 至 版 燃 科 議 子 杭 5 通安全対策特別交付金			0	1, 280, 288	- 12 12 千年月から位に文刊
税		有提供施設等所在市町村		22 7/15		1, 200, 200	
等	助	B + // A	0	23, 745		17 000 E00	
-		āT	60 E10/	387, 951	26 400/	17, 282, 526	소된 2 001 002 045
		숨 計	63. 51%	1, 906, 468, 979	36. 49%	1, 095, 454, 866	合計 3,001,923,845
(;+)		は初区は水理数の調数符 会会	(34. 40%)	(1, 032, 715, 441)		(1,969,208,404)	(配分割合で按分後の数値)

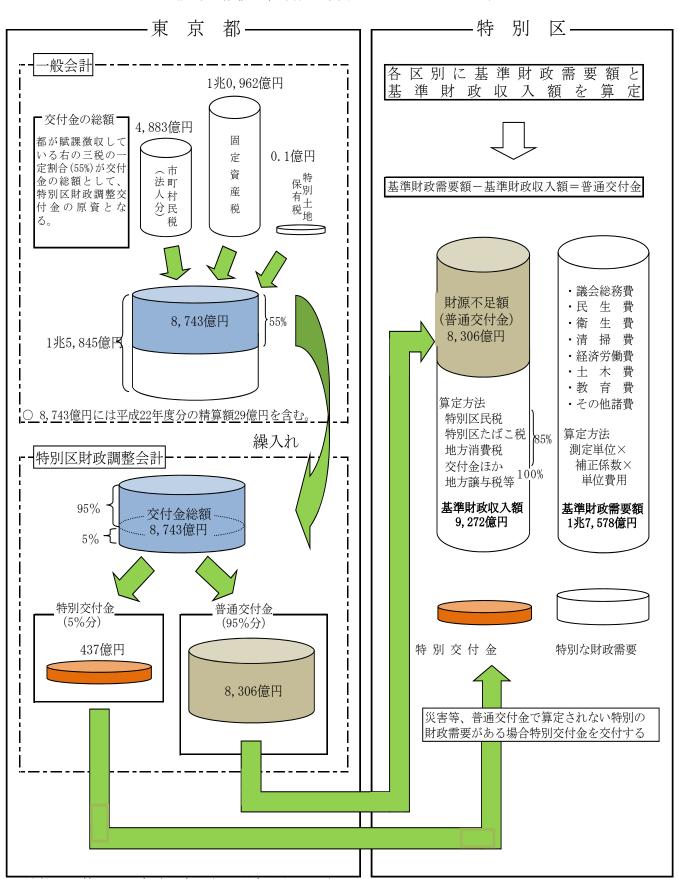
⁽注) ◎は都区財政調整の調整税。参考として()内に平成22年度の都区間の配分割合で按分した数値を記載した。 なお、恒久的減税に伴う調整額については除いてある。





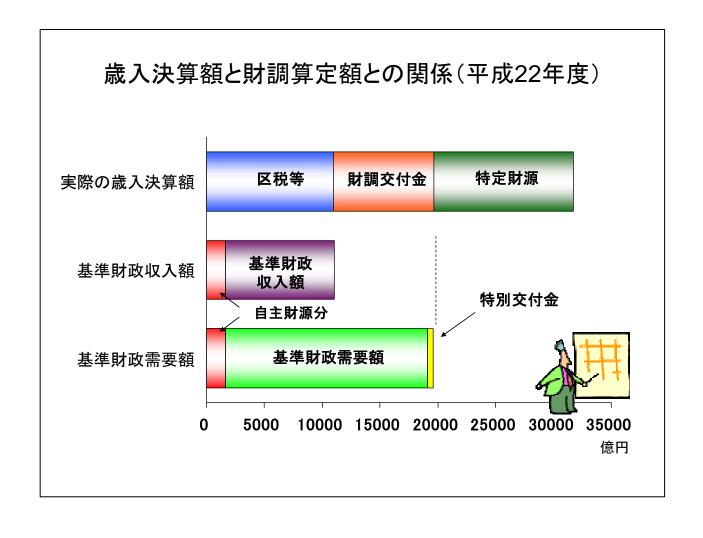
特別区財政調整交付金算定の仕組み

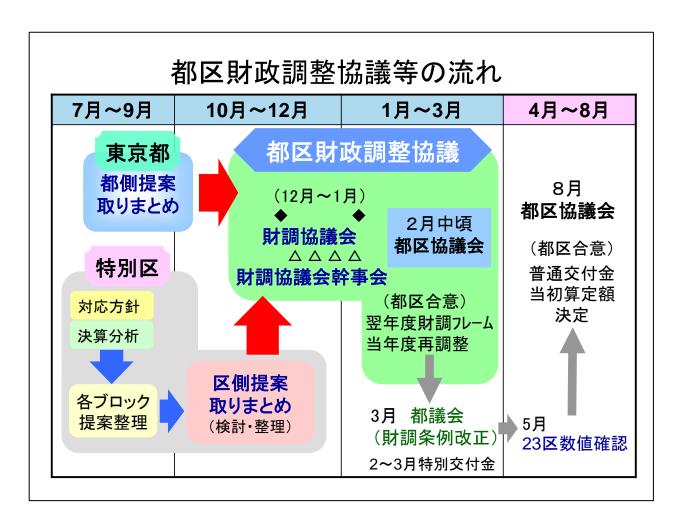
(図中の数値は、平成24年度フレーム(注)に基づく)



※端数の調整により合計が合わない場合があります。 (注)フレーム:都区財政調整方針に基づく算定見込額

普通交付金区別算定額(H23年度) 基準財政 基準財政 普通交付金 -20.000 20,000 40,000 60 000 80,000 100 000 収入額 需要額 千代田 千代田 20,066 24,616 4,550 10,060 中央 34,839 24,779 単位:百万円 46,565 62,300 財源超過=不交付 港 66,034 41,556 24,478 新宿 41,698 27,308 14,390 文京 東 44,227 19,283 24,944 台東 墨 田 54,584 20,789 33,795 墨田 東 87,151 41,810 45,341 江東 33,488 品 Ш 74,131 40,643 品川 目 51,404 38,029 13,375 目黒 田 127,773 69,037 58,737 大田 世田谷 143,019 103,325 39,694 世田谷 42,357 42,345 渋谷 中 60,585 29,926 30,660 中野 杉 92,373 57,549 34,824 杉並 豊 島 53,705 27,833 25,871 豊島 北 70,814 26,376 44,438 北 荒 Ш 49,119 15,132 33,987 荒川 板 99,761 43,017 56,744 板橋 練 馬 133,871 60,938 72,933 練馬 91,223 足 立 136,528 45,305 足立 葛 32,248 飾 95,305 63,057 葛飾 江戸川 127,190 50,781 76,409 江戸川 1,757,649 940,375 833,010





平成24年度都区財政調整区側提案事項

- 大規模な税制改正や都区の役割分担の変更等が 行われる場合には、その影響額を見極めたうえで、 特別区に必要な需要額が担保されるよう配分割合 の見直しを行うこと
- 現下の社会経済状況に応じて算定需要の見直しや 提案の重点化を図った区側の主体的な調整内容を 基本に、特別区の実態を踏まえた適切な算定となる よう、整理すること
- 透明性・公平性を高めるとともに、可能な限り普通 交付金による対応を図るため、特別交付金の割合 を2%を基本に見直すこと

都区財政調整制度のあらまし

1 都区財政調整制度の意義

都と特別区の間には、他の自治体には見られない、財政調整の仕組みがあります。これは、 高度に人口が集中する大都市地域における行政を、広域自治体である都と基礎自治体である 複数の特別区の特別な分担関係で処理する都区制度に対応した財政上の特別な制度です。

まず、通常基礎自治体が行っている事務のうち特別区の区域を通じて一体的に処理する必要のある事務(上下水道、消防等)を都が処理する特例に対応して、それに見合う基礎自治体の財源を都にも配分する必要があります。

また、個々の特別区の間には著しい税源の偏在があり、特別区の区域の行政が大都市地域としての均衡を保つためには、特別区間の財源調整を行って、必要な財源を担保する必要があります。

このため、通常基礎自治体の財源とされる税の一部を都が都税として徴収し、都区の協議により、都区間及び特別区間の財政調整を行っており、この仕組みを都区財政調整制度といいます。

平成12年に施行された都区制度改革^(注1)によって、従来政令に委ねられていた都区財政調整制度は、地方交付税と並ぶ法律上の財源保障制度として特別区の財政自主権を支えるものとなりました。

この制度は、地方交付税において都区が合算で算定されている代わりに、特別区全体及び個々の特別区の財源保障を行う役割を果たしているものでもあります。

(注1) 都区制度改革: 平成12年4月、大都市地域における行政の一体性・統一性の確保に配慮しつつ、特別区の自主性・自立性を強化した改革。その結果、都は広域自治体として、特別区は基礎的自治体として法に明記され、都区間の役割分担及び財源配分の原則が定められた。

2 都区財政調整の目的

都区財政調整の目的は、①都と特別区の間の財源の均衡化を図ること、また、②特別区相互間の財源の均衡化を図ること、さらに、③特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保することにあります。

この趣旨に従って、都は条例で特別区財政調整交付金を交付しています。(自治法第282条 第1項)

3 特別区財政調整交付金の性格

自治法第282条第2項は、都は、都が賦課徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税(この3税を「調整税」という)の収入額の一定割合を、「特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように」交付することを定めています。このことは、都と区の事務配分に応じて、調整税の収入額の一定割合を特別区の「固有財源」として保障するものです。都区制度改革により、法に明記されたことでその性格が一層

この特別区財政調整交付金は、特別区の一般財源であり、その使途は各区の自主的な判断に任されており、国や都がその使途を制限したり、条件をつけることはできません。

4 都区間の協議

明確になりました。

都区財政調整は、都税として徴収される三税を原資として、東京都の条例に基づき、特別 区への配分割合と算定方法が定められ、都の予算に計上されて、特別区に交付されます。都 が条例を定めるに当たっては、都区協議会(注2)という法定の協議組織の意見を聴く必要があ り、そのための事前協議の組織として、都区財政調整協議会を設けて毎年度都区間で協議を 行っています。

都区協議会は、都知事をはじめとする都の理事者と、特別区の区長の代表者で構成されており、また都区財政調整協議会は、都の行政部長をはじめとする理事者と、特別区の副区長の代表者等で構成されています。なお、都区財政調整協議会の下に、実務的な検討を行う幹事会が設けられています。

東京都は、この協議での合意を受けて、条例改正、予算措置を行って、条例に基づく一定の基準により特別区ごとの需要額と収入額の計算を行い、不足分を交付します。

(注2) 都区協議会: 地方自治法の規定に基づき、「都及び特別区の事務の処理について、都と特別区及び特別区相互間の連絡調整を図るため」都と特別区が共同で設ける必置機関(自治法第282条の2)。都知事が特別区財政調整交付金に関する条例を制定する場合は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かなければならないとされている。

5 交付金の総額

交付金の総額は、都が特別区の区域で賦課・徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税の収入額に条例で定める一定割合を乗じた額です。

現在の配分割合は55%となっています。これは、都区間の事務配分に応じて定められる ものであり、税財政制度の改革や都区の役割分担の変更等があった場合に変更することとさ れています。

なお、現在都が処理している事務のうち基礎自治体の財源で処理すべき範囲が明確にされていないため、都区間の役割分担の明確化とそれに応じた財源配分の整理が以前から課題とされています。

交付金の総額 = (固定資産税 + 市町村民税法人分 + 特別土地保有税) × 一定割合 (55%)

6 交付金の種類

交付金には、普通交付金と特別交付金の2種類があります。

普通交付金の総額は、交付金の総額に100分の95を、特別交付金の総額は、交付金の総額に100分の5を乗じて得た額に相当する額です。

(1) 普通交付金

基準財政需要額(注3)が、基準財政収入額(注4)を超える区に対し交付されます。

(2) 特別交付金

普通交付金の算定期日^(注5)後に生じた災害等により特別の財政需要があるなどの事情がある区に対して、当該区の申請に基づき年2回に分けて交付されます。

- (注3) 基準財政需要額: 各特別区が標準的水準で行政を行う場合に必要な経費のうち一般財源で賄うべき額を 一定の基準により算定したものをいう。
- (注4) 基準財政収入額: 各特別区の一般財源収入額を一定の基準で算定したものをいう。
- (注5) 普通交付金の算定期日: 毎年度4月1日現在により、算定する。

7 普通交付金の算定

(1) 算定の考え方

各特別区に交付される普通交付金の額は、交付金の総額の範囲内で、地方交付税に準じた方法で算定されます。

(2) 算定方法

各区に交付されるべき普通交付金の額は、各区ごとに算定された財源不足額であり、次

の式で表されます。

財源不足額 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額

(3) 基準財政需要額の算定

基準財政需要額は、各特別区が標準的な行政を賄うのに必要な経費について、国庫支出 金等の特定財源を充てる分は除き、一般財源で対応すべき額を算出するものです。

具体的には、特別区の平均的な規模である35万人規模の団体を想定し(これを「標準区」といいます。)、そこでどのような経費が標準的に必要となるかを設定し、これをもとに、人口規模等に応じて増減させることにより、各特別区の必要額を積算する手法がとられています。

これは、算定を合理的に行うとともに、各特別区の自主的な財政運営に支障が生じないよう、できる限り自動的、客観的な方法で算定しようとするものです。

ア 経費の種類

基準財政需要額は、経常的経費と投資的経費に分かれ、さらに民生費や土木費等の各費目に区分されています。

経常的経費には、議会総務費、民生費、衛生費、清掃費、経済労働費、土木費、教育費、その他諸費の8費目、投資的経費には、その他諸費を除く7費目があります。

イ 算定方法

具体的な算定は、費目ごとに次の式によって積算した額を合計して求められます。

単位費用^(注6) × 測定単位^(注7) × 補正係数^(注8)

測定単位とは、それぞれの費目ごとに、最も相関すると考えられる指標(人口や道路面積等)であり、それぞれの費目ごとに標準区で設定した必要経費を標準区の測定単位で割り返したもの(測定単位が人口であれば、一人当たりの必要経費となります。)が単位費用です。

この単位費用に各特別区の測定単位の数値を掛け合わせて、それぞれの特別区の必要額を算出することになりますが、実際の必要経費は、単純に測定単位の大きさに正比例して増減するわけではありません。

そこで、実際の姿とかけ離れた算定にならないよう、一定の補正を行うのが、補正係数です。

(注6)単位費用:標準区(特別区の標準的な人口規模である35万人の団体を想定したもの)における費目ごとの測定単位あたりの一般財源所要額。

(注7) 測定単位: 費目ごとに、最も相関すると思われる指標として設定したもの(人口、道路面積、児童数等)。

(注8)補正係数:団体の規模に正比例しない経費について、実際の所要額とかけ離れた算定にならないよう、 測定単位の数値を補正する係数。

(4) 基準財政収入額の算定

基準財政収入額は、基準財政需要額に充てられる各特別区の特別区税や地方譲与税等の一般財源収入額を見込むものです。

このうち、地方譲与税等以外は、見込額の85%分を基準財政収入額として算定し、15%分は、各特別区が基準財政需要額に相当する経費以外の財源に使えるようにしています。 特別区全体の見込額をもとに、税目等ごとの過去3ヵ年の構成比等により各特別区の額が算定されます。

基準財政収入額 = (標準的な地方税収入見込額 × 85%)+ 地方譲与税等の見込額

都の事務の 財源 →普通交付金 ⇒ 交付税は都区合算で財 源保障、個々の特別区 は都区財政調整制度で 財源保障 (固定資産稅、特別土地保有稅、市町村民稅法人分) ·基準財政需要額 - 基準財政収入額 = 財源不足額 →標準的な行政水準を保つのに必要な一般財源の保障 医間の事務や財源 等の特例に応じた個 差は接術的に困難 326 →特別交付金 ⇒事務配分の特例、財源の偏在等に対応 特別区の 事務(大都 市事務)の 財源 ⇒調整税の一定割合で安定的に確保 〇都区間、特別区間の財源調整の仕組み 197 都の 府県事務 の財源 災害等年度途中の特別な需要 大都市事 務の財源 《都区財政調整制度の概要》 郡分章 103 222 ②個々の特別区の財源保障 26) ①特別区全体の財源保障 《実質 都分10 区分28》 (府県分△21 大都市分 〇特別区の財源保障制度 地方交付税 算定の特例 (都区合算算定) ※都の財源超過額 38 ,..... ä 特別区相互間の財政調整 標準的な需要と収入を -測定し、財源不足額に 応じて各区に配分 (個々の特別区の財源保障 普通交付金 95% 特別交付金 5% ※数字は、22年度決算(単位:百億円) 表示単位未満四捨五入のため、合計は一致しない。 ②特別区相互間の財源の均衡化 ③特別区の行政の自主的かつ計画的運営の確保 〇総額補てん制度、納付金制度の廃止 〇都区間配分の明確化(役割分担に応じた配分、配分の安定) 〇算定方法等の改善 役的 (交付基準) 調整税の一定割合で特別区がひとしくその行なう ⇒税財政制度の改革、都区の行割分担の変更、その他客観度 事分担の変更、その他客観度 事由がある場合にのみ変更 法令で原則、手続を定め、配分割合を定め、配分割合等の運用は、都区の協議に委ねる 〇目的、調整財源、交付の基準等を法定化(自治法282条) (都区協議会) 団体間協議 べき事務を遂行することができるように交付 の特例 ※都区間配分の安定化 87 7 ②特別土地保有税 (都条例で定め る一定割合 ⇒55%) 的)①都と特別区の間の財源の均衡化 特別区分 都分 (45%) ③市町村民税法人分 ①固定資産税 ○ 配分割合については、都と特別区の「市町村事務」の分担に 応じて、都区の協議に基づい で定める ○ 特別区がひとしくその行うべき 事務を遂行することができるよ うに調整税の一定割合を配分 都に留保される事務の財源を 都に留保する 団体間 対政調整の 特例 <都区の財源配分の原則> (特別区全体の財源保障) 都区間の財源配分 区間の役割分 に応じて配分 (調整財源) 159 する ③税財政制度においても内部団体性を問われる制度を一掃 O ○都区協議会の存置 ⇒都区間の独立対等性担保のもとでの法定の協議システム ②都区財政調整制度を法律上の財源保障制度として確立 ○都区の役割分担原則の法定⇒特別区優先の原則の明確化と都の役割分担の限定 《都区制度改革のポイントと税財政制度改革の概要》)税目で分けるには、) 税源偏在が著し すぎる)都区の役割分担 の変動等に応じて 調整が必要) 各特別区に帰属 させると再配分が 困難 ○巨大都市東京の基礎的な地方公共団体として法定 ⇒大都市制度としての都区制度と身近な自治の確立 固定資産税 特別土地保有税 法人住民税 || 区間、特別 || 間の調整財 都区間、特別 区間の調整財 源を都に配分 都市計画税 事業所税 等 税目で都に配分 ₩ 32 府県分住民税 地方消費税 事業税 Θ (N) <u>ල</u> 110 税配分の 特例 ①可能な限9の税源移譲 個人住民税 地方消費税 交付金 等 (55)区税等 税交付金等 〇財政自主権の法的確立 都税等 都税等 244 91 地方消費) 都と特別区の分担に応じて財源を分ける必要を分ける必要 特別区間の行 政水準の均衡 を図るため、税 源偏在を調整 する必要 移転 市町村財源 府県財源 300 展え は対応できない大都市地域に都制(特別 複数の基礎自治体 と広域自治体の役 割分担により対応 特別区は基礎的な地方公共 団体として身近な行政を都に 優先して行う 法令に根拠のない事務の分担については、都区の協議 によって決める 都が一体的に処理する「市町 Θ (N) 政令指定都市制 <都区の役割分担の原則> 区制度)を適用 村事務」は、限定される 大都市地域の行政の一体性及び統一住確保の観 統一件確保の 点から、都が一体 的に 外里 するが 要があると悶めの の都が、限定的に 自治体として 事務配分 の特例 一般的に 市町村事務 一般的に 府県事務 一部を分担 れる範囲 0 0 0

都区間の税配分の特例と都区財政調整制度の概要

東京や大都市制度に関する記述等

28 次地方制度調査会 18.2.28「道州制のあり方に関する答申」

- ・ 東京圏においては、人や企業の活動圏や経済圏が都県の区域をはるかに越えて拡大しており、道州制の導入により広域的な行政課題に的確に対応する観点からは、<u>東京都及び周辺の</u>県の区域を合わせて一の道州とすることが基本となる。
- ・ 一方、東京圏に係る道州については、その中心部が有する<u>大都市等としての特性に応じた</u> 事務配分や税財政制度等の特例を設けるだけでなく、これに加えて区域に関しても特例的な 取扱いをするという考え方もあり、例えば、東京都の区域(又は現在特別区の存する区域 等)のみをもって一の道州(又はそれに相当する何らかの自治体)とすることも考えられる。 この場合には、広域的な行政需要に対応するため、<u>周辺の道州との広域連合など広域調整の</u> 仕組みを設けることが必要となる。
- ・ 大都市圏域においては、人口や社会経済機能が集積し、特有の行政需要も存することから、 道州制の導入に際しては、道州との関係において<u>大都市圏域にふさわしい仕組み、事務配分</u> の特例及びこれらに見合った税財政制度等を設けることが適当である。
- 大都市としての特性が顕著で首都機能が存する<u>東京(現在特別区の存する区域あるいはその</u> 一部)については、さらに、その特性に応じた特例を検討することも考えられる。

自民党道州制推進本部 20.7.29「道州制に関する第3次中間報告」

- ・ <u>東京(現在特別区の存する区域あるいは都心3区</u>(千代田区、中央区、港区)) については 外交や迎賓、皇室関係の事務等の<u>首都としての機能が存在し、人口や社会経済機能の集積が</u> 他の大都市と比較しても著しいこと等から特別な配慮が必要とも考えられる。
- ・ 自治体を置かず、<u>国直轄の区域とするという考え方は、地方自治の根幹に関わる問題であり適当ではないと考えるが</u>、他の大都市地域を相当上回る規模の人口の高度な集積に着目し、 道州との調整、事務配分、税財政、道州の区域等に関する特例を設けることが適当と考える。

東京商工会議所

20.9.11 (21.1.13 補足)「道州制と大都市制度のあり方」

~東京23区部を一体とする新たな「東京市」へ~(概要)

◇都区制度を廃止し、東京23区部を一体とする新たな「東京市」

魅力ある世界都市・東京を実現し、東京23区部において自己決定と自己責任を果たすにふさわしい自主自立の基礎自治体を実現するためには、都区制度を廃止し、東京23区部を一体とする新たな「東京市」が必要。

◇道州制を導入し、東京は一都三県の州が基本

地方分権を推進し、生活圏や経済圏の広域化に伴う種々の課題を解決するためには、現在の都道府県制は廃止して、道州制を導入することが望ましい。

東京の区割りについては、道路、鉄道、航空、港湾といった交通問題や、水質、大気汚染といった環境問題、防災や治安の問題などの広域課題を自己責任の下で解決する必要があり、原則として東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県の一都三県を一つの州とすべき。

なお、財政均衡を重視した東京直轄案及び東京分割案などが出ているが、いずれも生活圏及 び経済圏の一体性を軽視しており、論外である。

◇大都市の機能を発揮できる新たな大都市制度

3大都市圏を支える「東京23区部(東京市)」、横浜市、名古屋市、大阪市については、その集積を効果的・効率的・戦略的に活かして魅力ある都市圏を形成することが、国内の経済をけん引し、我が国の国際的競争力の向上につながる。そのための、新たな大都市制度の導入が必要。

東京市については、日本の首都を支える機能を有していることから、別途の配慮が必要。 道州制の下でも、大都市の集積を活かす大都市制度は必要。

※<u>東京市については</u>、これまで特別区であったこと、また規模が非常に大きいという特性を考慮し、新たな大都市制度としての市と区の役割を築くための検討が必要。

日本経済団体連合会 20.11.18「道州制の導入に向けた第2次提言」

日本を代表する大都市の東京は、皇居、国会、中央省庁、最高裁判所などが存在し、首都としての機能を有し、また人口や経済機能が集中している。わが国ではかつて、首都機能の移転に向けて 1992 年に「国会等の移転に関する法律」が制定されたが、今後、激化するグローバル競争のなかで、東京はむしろ、わが国を代表する経済都市としてさらに国際化を図り、現在の集積を活用して発展を遂げるとともに、地方にも富を配分していく役割を果たすことが期待される。

そこで、「国会等の移転に関する法律」を廃止する一方で、東京がわが国の首都であること、すなわち立法機関である国会、行政を担う首相官邸および中央省庁、司法をつかさどる最高裁判所などの限られた首都機能を東京に置くことを明示した「首都に関する法律」(仮称)を制定すべきである。首都に求められる機能とそれを支える行財政制度、首都における地方自治のあり方については、海外の事例を踏まえつつ、憲法 95 条の範囲内で検討を深めるべきである。なお首都については、ワシントンD. C. のように東京都全部もしくはその一部を国直轄とすべきという考えも主張されているが、住民自治と団体自治を限定することになるため認められにくいと考えられる。

日本商工会議所 21.4.16「**地域活性化に資する地方分権改革と道州制の推進について**」

・ <u>東京都を含む首都圏の取り扱いについては</u>、国による直轄案など様々な議論があるが、道路、鉄道、空港、物流、観光などの広域的課題に対応するという観点から、東京商工会議所政治・行政改革推進委員会報告にもあるとおり、周辺県を含んだ地域で検討されることも必要であろう。

その際の<u>東京23 区の取り扱いについては難しい問題であるので、諸外国の大都市 (特にニューヨーク、パリ、ロンドンなど)</u>の地方自治制度を参考に最適なあり方を検討していくことが望ましいと考える。

・ 世界各地の都市間における競争が激化している中、<u>東京をはじめ大都市は</u>、膨大かつ複雑な行財政需要に応えていく使命があることに加え、アジアや世界の交流拠点として魅力ある都市づくりが求められている。こうした課題に対応するため、<u>他の基礎自治体とは異なり、これまで以上の権限を持つ新たな大都市制度の検討が必要</u>ではないか。

経済同友会 22.5.19 「道州制移行における課題-財政面から見た東京問題と長期債務負担問題-」 (概要から抜粋)

2 道州制下における東京のあり方

<現状>

- ・ 税収、経済、人口の集中する東京(総人口の1割にあたる約 1300 万人)が居住し、GTP は約1/5を占める。その結果、都道府県税収は、総額の約1/5にあたる3.4兆円が、国税収入は約4割の21.5兆円が東京都の税収。
- ・ 国税収入21.5兆円の95%以上が23区の税収。
- ・ 23区は、東京を一体的に形成してきた歴史的な経緯がある。

<基本的な考え方>

- ・ 東京一極集中を是正しようとするあまり、東京の持つ高い国際競争力を抑制し、かえって 日本経済全体の成長を阻害するものであってはならない。
- ・ 今後の少子・高齢化社会、人口減少社会の到来を踏まえ、今後も東京の経済力や財政力が 現在と同様であるとは限らない。

<提言>

東京特別州 (現東京23区) を創設し、新たな財政調整の原資に

- ① 現在の23区を「東京特別州」として創設。特別州内の基礎自治体は、現在の23区を前提とせず、行政事務の役割に応じて適切な規模に再編。
- ② 東京特別州の歳入の一部は、道州制の水平調整財源とする。

東京自治制度懇談会報告「議論の整理」(19.11.20)の要点

~地方自治制度改革の課題と方向について~

東京における大都市制度のあり方

「大都市経営」の定義

大都市の安全性、機能性及び快適性を維持向上させるという 大都市全体の利益のために、その地域の行政課題を総合的・ 一体的に解決することによって、集積のメリットを効果的に発揮 し、集積のデメリットを効率的に解消していくこと

- 〇自治法上に都が大都市経営の担い手となる旨明確化すべき
- 〇道州が導入された場合、少なくとも1都3県を包含する必要があるが、 特別区の区域の大都市経営は、道州が担う案のほか、特別区又はその周辺 区域を含めて一つの基礎的自治体となって担うのも選択肢の一つ
- 〇大都市経営に関する事務及び府県の立場で行う必要がある事務を除き、 都が行っている事務は可能な限り特別区へ移管 (ただし、効率性、利便性、責任の所在等も加味)
- 〇特別区の区域の再編が必要 (指定都市や完全自治体への移行は否定)

(指定都市や完全自治体への移行は否定、大都市の一部を構成する人口規模 の非常に大きな基礎的自治体を想定する可能性に言及)

〇税財政制度は大都市制度全体の方向性が明らかになった段階で検討

第二次特別区制度調査会報告(19.12.11)の要点

~「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想~

改革の基本的な考え方

- ●東京大都市地域において、基礎自治体優先の原則に立った分権改革をさらに進めることが必要
- ●特別区が名実ともに住民に身近な政府として自らを確立していくためには、「大東京市 の残像」を内包する「都の区」の制度から離脱することが必要
- ●「行政の一体性」の観念から脱却し、分権時代にふさわしい新たな基礎自治体間の関係 を構築することが必要

「基礎自治体連合」の構想

※他の地域にも適用できる一般制度として

- ●「都の区」の制度廃止後の東京大都市地域の基礎自治体は、「東京〇〇市」として実現 (「特別区」からの決別)
- ●基礎自治体横断的な関係は、新しい「対等・協力」の形であり、法的根拠を有する「基礎自治体連合」として設計
- ●「基礎自治体連合」は、基礎自治体間で協議し、住民投票により承認された憲章の下、<u>地</u>域の実情に合わせた多様な自治の選択を可能とする制度
- ●「東京○○市」間の財源の均衡化を図るため、「対等・協力」の関係のもとでの自主的な財政調整を行う税財政制度を設置

第二次特別区制度調査会報告

平成 19 年 12 月

「都の区」の制度廃止と 「基礎自治体連合」の構想

概要版

これまでの経緯

平成 15 年 10 月 16 日、財団法人特別区協議会に特別区の自治に関する調査研究を行うため特別区制度調査会が設置され、同時に特別区長会から、特別区の今後のあり方についての調査・審議を依頼された。第一次調査会では、平成 17 年 10 月までに 2 回の報告を行った。

1 中間のとりまとめ報告(H17.1) 「都区制度の改革 -新たに問われる「平成 12 年改革」-」

「平成 12 年改革」は、都区制度の枠内での一つの到達点と評価した。しかし、都区間での協議が進まず、都と特別区の役割分担や住民への責任が明確になっていないことから、未完の状態であると指摘した。

都区制度を検証する基本的視点は、特別区の存する区域全体を一つの市域とみなし、基礎自治体の事務のうち一体的な処理が必要とされる事務を広域自治体に振り分けるという都区制度を形づくっている観念である「一体性」と、「首都性」及び「都と特別区の役割分担の原則」の三点とした。

2 第一次報告(H17.10) 「東京における新たな自治制度を目指して - 都区制度の転換-」

いわゆる地方分権一括法の目的は、「基礎自治体優先の原則」に立ち、人々が真に豊かさと潤いを実感できる分権型社会を創造することである。東京大都市地域においても新しい基礎自治体の再構築を急ぎ、自己決定・自己責任による地域自治への体制を整えなければ、来るべき時代への新しい展望を開くことはできないとした。そこで、東京都の意識改革を求めると共に都区制度の転換を提案し、この地域の「一体性」の視点を中心に課題と論点の整理を行い、「行政の一体性」の確保を今後も維持する必要性の有無により、新たな基礎自治体のイメージとして2つのシナリオを提示した。

3 第二次報告に当たって

第二次報告では、基礎自治体横断的な関係を「行政の一体性」からではなく、基礎自治体間の新たな「対等・協力」の関係から再検討し、第一次報告のシナリオを発展的に解消させた形で提示した。

改革の基本的な考え方

1 集権体制としての「都の区」の制度廃止

(1) 払拭されない「大東京市の残像」

地方自治法の制定に先立ち、戦後改革の一環として、昭和 21 年、特別区を基礎的な地方公共 団体とする「東京都制(昭和 18 年法律第 89 号)」の改正が行われた。現行都区制度は、この改正 「東京都制」を地方自治法に引き継いだものであったにもかかわらず、昭和 27 年の地方自治法改 正により、特別区は再び都の内部団体とされ、23 区の存する区域は、あたかもそこに一つの東京市 が成り立っているかのように、都による一体的統制の下に置かれることになった。

「平成 12 年改革」は、戦後半世紀に及び 23 区の存する区域における基礎的な地方公共団体は都であるとしてきた法の位置付けを改め、それぞれの特別区がこの地域における基礎的な地方公共団体であるとしたものであった。

しかし、都区制度の枠内で行われた「平成 12 年改革」は、依然として、東京大都市地域を一の市ととらえ、広域自治体である都がこの地域の主体であるかのように振る舞う制度的可能性を内包しており、それは「都の区」を特別区とする都区制度に内在する「大東京市の残像」であるといえる。

(2) 東京大都市地域の基礎自治体

21 世紀に入り、わが国は本格的な人口減少時代に突入した。少子化の進行はこれまでの経済や地域の存立基盤に関わる深刻な問題であり、高齢化の進展は保健・医療・介護サービスの充実強化など待ったなしの対応を迫っている。人々の日常の暮らしに目を向ければ、地域社会と基礎自治体が対応を迫られている問題が多発している。

このような状況で、安全・安心の施策網を構築し、多様な住民ニーズに的確に応えていくことは住民に最も身近な「最初の政府」である基礎自治体の不可欠な役割であり、今後、その責任は増大する。

東京大都市地域にも人口減少・高齢社会が到来する時代に、真に住民が豊かさと潤いを実感できる社会を構築し維持するためには、地域の実情に合わせたきめ細かな対応が求められている。 それゆえ、基礎自治体優先の原則に立って基礎自治体の役割と行財政体制を強化する分権改革をさらに進める必要がある。

(3)「都の区」の制度廃止

東京大都市地域に充実した住民自治を実現していくためには、戦時体制として作られ帝都体制の骨格を引きずってきた都区制度は、もはや時代遅れというほかはない。特別区が名実共に住民に最も身近な政府として自らを確立していくためには、「大東京市の残像」を内包する「都の区」の制度から離脱することが必要である。そのためには、東京大都市地域における広域自治体と基礎自治体の役割をさらに明確に区分し、都が法的に留保している市の事務のすべてを特別区(後述の「東京 市」)が担い、都区間で行っている財政調整の制度を廃止する必要がある。

2 「行政の一体性」からの脱却

一体性という考え方は、昭和18年に東京府と東京市を廃止し都制を導入して「帝都を一の体制にする」としたときから始まっている。それは、まさに戦時集権体制の一環であった。

「平成 12 年改革」においても、23 区の存する区域では、「行政の一体性」の確保の観点から、都が市の事務の一部を区に代わって一体的に処理するという考え方に継承されている。このように、「一体性」こそが、これまでの集権体制の都区制度を支えてきた基本観念であるといえる。

したがって、東京大都市地域における「行政の一体性」の必要を前提とする限り、都という一の行政主体が区に代わって一体的に事務を処理する体制を乗り越えていくことはできない。この際、基礎自治体を第一義の行政主体とする充実した住民自治のシステムを確立していくため、「行政の一体性」の観念から脱却し、分権時代にふさわしい新たな基礎自治体間の関係を構築することが必要である。

3 基礎自治体間の新たなシステム

これまでの都区制度改革の検討では、特別区を普通地方公共団体に転換すれば、地方交付税の個別適用に直結し、現行の都区財政調整制度によって確保されてきた区間の水平的な財政調整機能が失われ、各区の財政需要を賄うだけの財源の手当てができなくなるという不安がぬぐえなかった。

このようなこだわりや固定観念を克服し、すべての特別区が基礎自治体として個々の役割を果たしつつ、これまでになかったような「対等・協力」の関係を構想・構築できるならば、23 の特別区は、思い切って「都の区」の制度廃止に向けた第一歩を踏み出すことができると考える。

構築されるべき新たな基礎自治体間の関係は、人口、面積、位置、財源など様々な特性を持つ基礎自治体が、自らの意思決定における主体性と行財政運営における自律性を維持しつつ、「対等・協力」の相互補完により、住民のニーズと効率性の要請に的確に応え得るものでなければならない。

「基礎自治体連合」の構想

1「都の区」の制度廃止後の基礎自治体の姿

「都の区」の制度廃止後の東京大都市地域の基礎自治体は、「東京 市」として実現する。「東京 市」は東京都から分離・独立した存在として、地域における行政を自主的かつ総合的に担うものとする。

特別区が「都の区」とされてきたことから脱却していくためにも、政令指定都市の行政区や基礎自治体の内部団体である地域自治区などと区別するためにも「区」という名称から決別すべきである。

2 「東京 市」の「対等・協力」関係 - 「基礎自治体連合」 -

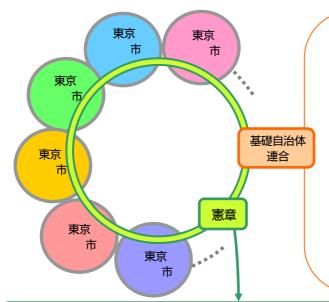
東京大都市地域には、行政需要や財源の極端な偏在が現存している。これらを踏まえ、実現可能な新たな基礎自治体間の関係を構想する必要がある。この基礎自治体横断的な関係は「東京市」が、これまでの歴史的沿革を乗り越える行財政の仕組みでなければならない。

この基礎自治体横断的な関係は、基礎自治体の新しい「対等・協力」の形であり、法的根拠を有する「基礎自治体連合」として設計する。「基礎自治体連合」は、住民投票により承認された憲章の下に、地域の実情に合わせた多様な自治の選択を可能とする新たな制度である。

「基礎自治体連合」は、事務配分、徴税、財政調整などの具体的な「対等・協力」関係の内容を定める 憲章を、基礎自治体(特別区 = 「東京 市」)間で協議し、各議会の議決を経て、住民投票による承 認を得て成立する。

3 「基礎自治体連合」による具体的な自治モデル

(1) 東京大都市地域における「基礎自治体連合」の姿(イメージ)



東京大都市地域における「基礎自治体連合」のモデル

- ・すべての「東京 市」で構成する
- ・議会を置き、議員は「東京 市」長が兼ねる
- ・議会は条例制定権、予算議決権を有する
- ・連合の長は「基礎自治体連合」の議員の中から選任する
- ・必要に応じ外部の意見を聞くための第三者機関を置くことができる
- ·都から引き継ぐ事務のうち「対等・協力」関係で処理する必要がある事務を処理する
- ・「東京 市」間の水平的な財政調整事務を処理する 共有税方式または分賦金方式が考えられる
- ・住民参加の仕組みをもつ
- ・連合の議会における会議及び会議録の公開や、公聴会・参考人制度 を活用する
- ・「基礎自治体連合」の事務的経費は、「東京 市」が負担する

・憲章は基礎自治体間で協議し、各議会の議決を経て、住民投票による承認を得て成立する

・「基礎自治体連合」は、「対等・協力」の具体的な内容(事務配分、徴税、財政調整など)を憲章に定める

(2) 財政制度における「対等・協力」関係

東京大都市地域における「基礎自治体連合」では、特別区間に現に存する地域特性を踏まえ、「東京 市」間の財源の均衡化をはかるために、「対等・協力」の関係のもとでの自主的な財政調整を行う税財政制度を設ける。

東京大都市地域には独自の財政調整制度が適用されてきた経緯を踏まえ、「基礎自治体連合」

では「共有税方式」または「分賦金方式」による財源の確保が考えられる。

なお、各「東京 市」の地方交付税算定については一括して「基礎自治体連合」へ適用するなど、地方交付税制度の特例を設ける必要がある。

4 東京大都市地域以外への適用可能性

「基礎自治体連合」は、東京大都市地域における新たな自治のモデルとして構想したものであるが、それぞれの地域の実情に合わせた多様な自治システムの選択を拓いていくという意味では、他の地域にも適用可能なものであり、これにより、日本の地方自治制度をより豊かなものにしていくことができると考える。

第二次報告のおわりに

1 区域の再編について

現在協議中の「都区のあり方検討委員会」では、都から、効率的な行政のためには「器」の問題は避けて通れず、事務の移管と区域再編はセットで検討すべきだという考え方が示されている。しかし、まず先に「平成 12 年改革」による都区の役割分担、財源配分の原則を実現し、その上で各特別区が自主的に区域問題に取り組むことが順当な道筋である。

2 道州制について

仮に道州制の導入ということになれば、東京都が、現行のように市の機能を内包したまま、「州」になることは考えにくい。したがって、「都の区」の制度を廃止し、都に留保されている事務と税を移管し、新たに「基礎自治体連合」を構築しようとする本構想は、道州制が導入される場合であっても対応できる制度であると考えられる。

3 首都について

都制は帝国の首都として創設された歴史を持っているが、現在、首都を定めた法令はない。「都の区」の制度が廃止されれば、都が「大東京市の残像」を引きずって行ってきた首都としての役割は消失する。その場合、首都の役割は「東京 市」の連合またはいずれかの「東京 市」が担うこともできる。

4 「平成 12 年改革」 について

「平成12年改革」は平成10年の法改正から9年を費やしながらも未完のままである。当面、都区は、「平成12年改革」の趣旨に沿って誠実な協議を進め、役割分担の明確化と税財政の安定化を実現すべきである。とりわけ、基礎自治体としての特別区優先の原則を徹底し、都が実施する事業を例外なく見直し、都区の役割分担のあり方を整理することは、「平成12年改革」の趣旨を実現することにとどまらず、今後の東京大都市地域の行政のあり方や地方分権改革の方向にも合致するものである。

5 「都の区」の制度廃止と特別区間の協調について

この第二次報告は、特別区にとって悲願であった「平成 12 年改革」をさらに超えて、「都の区」の制度廃止を提案するものである。それだけに、これまで「都の区」であることによって形成されてきた都への依存心を払拭していく必要がある。なによりも、都に頼らず、都に留保されてきた事務を自分たちで処理し、行政需要の違いと著しい財源の偏在を自らの手で調整していくには、これまで 23 区間で培ってきた「互譲・協調」の精神と、「自分たちの事柄は自分たちの力で解決していく」という自主・自立への確固たる決意が強く求められる。

特別区長会会長(多田正見 江戸川区長) コメント

本日、特別区制度調査会から、かねて検討をお願いしていた今後の特別区のあり 方に関する第2次の報告をいただきました。

報告では、「都区制度の転換」を謳った一昨年の第1次報告をさらに発展させ、「都の区」の制度を廃止し、「基礎自治体連合」による新しい自治の仕組みを提案しています。

これは、東京大都市地域において、従来都区関係を覆ってきた「一体性」の観念から脱却し、基礎自治体を第一義の行政主体とする充実した住民自治のシステムを確立していくことをめざしたものであり、これまで特別区が取組んできた自治権拡充の方向に合致するものとして、大いに勇気付けられる報告であります。

「基礎自治体連合」の構想は、自治体同士が「対等・協力」の関係に立脚して、 自ら連携のための制度を構築していく新しい発想に基づき、東京の自治のあり方に とどまらず、全国的な地方分権改革の進展に向けて多様な選択肢を示す画期的なも のと思っております。

合わせて、特別区をとりまく区域再編問題、道州制、首都制度等様々な課題についても一定の方向を示唆していただきました。

この構想を具体化するためには、制度的にクリアしなければならない様々な課題があり、今後もさらに具体的な検討を進めていく必要があると思います。

おりしも、国においては、第2期分権改革がスタートし、急ピッチで検討が進められています。今後の分権改革を展望しつつ、道州制ビジョンについての議論も行われています。

これらの地方分権改革に向けた一連の動きは、基礎自治体を地域の総合的な行政 主体として拡充していくことを基本にすえたものであり、特別区としても主体的な 取組みが求められるところです。

先日東京自治制度懇談会の最終報告が出され、くしくも同じ時期に都区双方から 方向性の異なる見解が示されたことになります。

特別区長会としては、特別区制度調査会の報告を十分吟味し、国や都の議論、区議会や住民をはじめ関係者のご意見を踏まえながら、東京における新しい自治の姿の構築に向けて、今後大いに議論を深めていきたいと考えています。

なお、報告では、当面、平成12年改革の完成に向けて都区の役割分担のあり方を整理すべきことを指摘しており、現在進めている都区のあり方に関する検討に真 塾に取組んでいく必要があるものと思っております。

いずれにしても、特別区は、分権時代における東京大都市地域の基礎自治体として、重い責務を果たしていかなければなりません。今後の取組みに向けて、関係各位のご支援をお願いいたします。

特別区制度調査会会長コメント

ことを願っている」という特別区長会の想いをいただきました。い、そんな素晴らしい絵画が、この「東京」というキャンバスを舞台に繰り広げられる「各区がいきいきと己を主張し、互いに競いながら、しかし相互理解と協調も失わな特別区制度調査会が、今回の依頼を受ける際、個々の区を33 色にたとえられ、

である基礎自治体の役割強化が求められている時代はありません。満ちた地域社会を実現していくために、今日ほど住民に最も身近な「最初の政府」責任の原理の下に、人々が安全で安心して暮らせる施策網を構築し、創意工夫に戦後形づくられてきた様々な仕組みが大きく崩れ、住民による自己決定・自己

性」からの睨却と「都の区」の制度廃止が必要であるとの結論に至りました。都区制度を支えてきた基本的観念である東京大都市地域における「行政の一体特別区を名実共に住民に最も身近な「最初の政府」として再構築するためには、

能とし、東京大都市地域以外にも応用可能な新たな地方自治の枠組みです。治体連合」を提案しました。これは、地域の特性に合わせて多様な自治の選択を可自立性を維持しながら、「対等・協力」による相互補完を行う仕組みとして「基礎自その上で、基礎自治体が自らの意思決定における主体性と行財政運営における

という制度の枠組みの中だけで解決しようとしたからではないでしょうか。 地域における基礎自治体(各特別区)と広域自治体(東京都)のあり方を、「都の区」都区制度改革は「コップの中の嵐」、こう比喩されることがあります。東京大都市

たな発想で、自らの自治の姿を構築する必要があると考えました。 基礎自治体である特別区のあり方も、これまでの都区制度の枠組みを超えた新

発信となれば幸いです。に、「基礎自治体連合」の構想が、日本の自治制度に対する東京大都市地域からの特別区が何を求めて、何をなすべきかは「基礎自治体連合」の構築に託すと同時

め関係者の皆様に対して心から感謝申し上げます。最後に、精力的にご議論いただきました制度調査会委員の皆様と事務局をはじ

平成5年2月

特別区制度調査会

会長 大 森 願

参考

都道府県・市区町村人口順 22.10.1国勢調査確定値 ≪全国1742団体≫ 特別区23、市785、町村934

団体名	人口	順位
全国	128,057,352	
東京都	13,159,388	
神奈川県	9,048,331	
特別区部	8,945,695	
大阪府	8,865,245	
愛知県	7,410,719	
埼玉県	7,194,556	
千葉県	6,216,289	
兵庫県	5,588,133	
北海道	5,506,419	
福岡県	5,071,968	
静岡県	3,765,007	
横浜市	3,688,773	1
茨城県	2,969,770	
広島県	2,860,750	
大阪市	2,665,314	2
京都府	2,636,092	
新潟県	2,374,450	
宮城県	2,348,165	
名古屋市	2,263,894	3
長野県	2,152,449	
岐阜県	2,080,773	
福島県	2,029,064	
群馬県	2,008,068	
栃木県	2,007,683	
岡山県 札幌市	1,945,276	-
三重県	1,913,545	4
熊本県	1,854,724 1,817,426	
鹿児島県	1,706,242	
神戸市	1,544,200	5
京都市	1,474,015	6
福岡市	1,474,013	7
山口県	1,451,338	
愛媛県	1,431,493	
長崎県	1,426,779	
川崎市	1,425,512	8
滋賀県	1,410,777	
奈良県	1,400,728	
沖縄県	1,392,818	
青森県	1,373,339	
岩手県	1,330,147	
さいたま市	1,222,434	9
大分県	1,196,529	
広島市	1,173,843	10
石川県	1,169,788	
山形県	1,168,924	
宮崎県	1,135,233	
富山県	1,093,247	
秋田県	1,085,997	
仙台市	1,045,986	11
和歌山県	1,002,198	
香川県	995,842	
北九州市	976,846	12
千葉市	961,749	13
世田谷区	877,138	14
山梨県	863,075	
佐賀県	849,788	
堺市	841,966	15
新潟市	811,901	16
福井県	806,314	
浜松市	800,866	17
徳島県	785,491	

団体名	人口	順位
高知県	764,456	
熊本市	734,474	18
相模原市	717,544	19
島根県	717,397	
静岡市	716,197	20
練馬区	716,124	21
岡山市	709,584	22
大田区	693,373	23
足立区	683,426	24
江戸川区	678,967	25
船橋市	609,040	26
鹿児島市	605,846	27
鳥取県	588,667	
八王子市	580,053	28
川口市	561,506	29
杉並区	549,569	30
姫路市	536,270	31
板橋区	535,824	32
松山市	517,231	33
宇都宮市	511,739	34
東大阪市	509,533	35
松戸市	484,457	36
西宮市	482,640	37
倉敷市	475,513	38
大分市	474,094	39
市川市	473,919	40
金沢市	462,361	41
福山市	461,357	42
江東区	460,819	43
尼崎市	453,748	44
長崎市	443,766	45
葛飾区	442,586	46
町田市	426,987	47
富山市	421,953	48
豊田市	421,487	49
高松市	419,429	50
横須賀市岐阜市	418,325	51
藤沢市	413,136	52
极方市	409,657	53 54
柏市	407,978 404,012	54
宮崎市	404,012	55 56
豊中市	389,341	56 57
長野市	381,511	
一宮市	378,566	58 59
豊橋市	376,665	60
岡崎市	370,003	61
高崎市	372,337	62
和歌山市	370,364	63
奈良市	366,591	64
品川区	365,302	65
高槻市	357,359	66
吹田市	355,798	67
旭川市	347,095	68
高知市	343,393	69
川越市	342,670	70
いわき市	342,249	71
所沢市	341,924	72
前橋市	340,291	73
郡山市	338,712	74
大津市	337,634	75
北区	335,544	76
越谷市	326,313	77
AC: 11 11	525,010	, ,

団体名	人口	順位			
新宿区	326,309	78			
秋田市	323,600	79			
那覇市	315,954	80			
中野区	314,750	81			
四日市市	307,766	82			
春日井市	305,569	83			
久留米市	302,402	84			
青森市	299,520	85			
盛岡市	298,348	86			
福島市	292,590	87			
明石市	290,959	88			
津市	285,746	89			
豊島区	284,678	90			
長岡市	282,674	91			
下関市	280,947	92			
市原市	280,416	93			
函館市	279,127	93			
茨木市 ハマギ	274,822	95			
八尾市	271,460	96			
水戸市	268,750	97			
目黒区	268,330	98			
加古川市	266,937	99			
福井市	266,796	100			
徳島市	264,548	101			
佐世保市	261,101	102			
平塚市	260,780	103			
府中市	255,506	104			
山形市	254,244	105			
富士市	254,027	106			
墨田区	247,606	107			
草加市	243,855	108			
松本市	243,037	109			
呉市	239,973	110			
寝屋川市	238,204	111			
八戸市	237,615	112			
佐賀市	237,506	113			
春日部市	237,171	114			
茅ヶ崎市	235,081	115			
大和市	228,186	116			
宝塚市	225,700	117			
厚木市	224,420	118			
上尾市	223,926	119			
調布市	223,593	120			
太田市	216,465	121			
つくば市	214,590	122			
松江市	208,613	123			
伊勢崎市	207,221	124			
文京区	206,626	125			
港区	205,131	126			
渋谷区	204,492	127			
上越市	203,899	128			
荒川区	203,296	129			
熊谷市	203,180	130			
沼津市	202,304	131			
	上20万人以上				
(以下、特別区のみ標記)					

指定都市19 中核市41 特例市40(標記36) (23.10.11現在)

175,928

122,762

47,115

155

236

590

台東区

中央区

千代田区

(参考)特別区の基礎データ

人口		昼間人口	面積	財政規模	財政規模(22年度普通会計決算)		
区名	23.4.1	17国調		歳出総額	特別区税	財調交付金	
	住基+外登 人	人	ha	千円	千円	千円	
千代田	50,903	853,382	1,164	44,737,629	13,945,774	7,200,100	
中央	123,429	647,733	1,018	67,301,849	20,211,951	12,402,618	
 港	227,991	908,940	2,034	99,089,266	59,137,252	2,306,247	
新宿	319,193	770,094	1,823	129,724,703	38,343,892	24,483,474	
文 京	199,548	336,229	1,131	70,202,176	27,638,029	18,796,721	
台東	181,691	303,522	1,008	87,171,023	17,633,935	26,790,172	
墨田	250,415	262,514	1,375	103,666,919	20,055,054	35,127,744	
江 東	474,274	490,708	3,994	152,969,929	41,646,334	50,915,868	
品川	364,052	505,034	2,272	132,094,555	39,732,024	36,772,780	
目 黒	262,320	271,320	1,470	84,154,293	38,026,946	14,263,272	
大 田	694,414	657,209	5,946	217,897,038	66,579,982	59,296,925	
世田谷	853,190	736,040	5,808	239,156,340	105,996,704	35,673,252	
渋 谷	207,653	542,803	1,511	79,168,782	39,398,847	4,326,474	
中野	311,690	285,636	1,559	103,454,033	29,484,609	31,358,904	
杉 並	538,703	439,379	3,402	153,260,633	58,661,518	33,801,122	
豊島	266,553	378,475	1,301	96,738,503	27,417,682	28,177,879	
北	333,461	307,317	2,059	123,408,730	25,256,414	45,117,734	
荒川	205,263	184,021	1,020	80,073,153	14,423,850	36,030,056	
板 橋	535,812	456,425	3,217	174,943,977	41,231,304	57,096,521	
練 馬	708,488	530,628	4,816	219,473,188	59,940,319	72,707,654	
足立	668,814	539,309	5,320	237,187,731	42,053,203	92,229,063	
葛 飾	450,046	343,039	3,484	154,124,329	30,350,623	63,201,440	
江戸川	680,380	534,942	4,986	224,029,741	47,751,532	79,480,677	
計	8,908,283	11,284,699	61,718	3,074,028,520	904,917,778	867,556,697	